

特別養護老人ホーム北原荘 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 基本利用料金一覧表「3割負担」（令和4年10月1日現在）

《従来型個室》

	施設サービス費	機能訓練指導体制加算	看護体制加算 I、II	夜勤職員配置加算 III	サービス提供体制強化加算 I	食費 (1日合計)	居住費	日額合計
要支援 1	1,338円	36円	—	—	66円	1,445円	1,171円	4,056円
要支援 2	1,665円	36円	—	—	66円	1,445円	1,171円	4,383円
要介護 1	1,788円	36円	36円	45円	66円	1,445円	1,171円	4,587円
要介護 2	1,995円	36円	36円	45円	66円	1,445円	1,171円	4,794円
要介護 3	2,211円	36円	36円	45円	66円	1,445円	1,171円	5,010円
要介護 4	2,418円	36円	36円	45円	66円	1,445円	1,171円	5,217円
要介護 5	2,622円	36円	36円	45円	66円	1,445円	1,171円	5,421円

- ※1 所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。
- ※2 認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に（介護予防）短期生活入所者介護を利用することが適当であると医師が判断した方に対しサービス提供を行った場合には、利用開始日から7日を限度として、1日600円が加算されます。あるいは、若年性認知症の方に対して個別の担当者を定めてサービス提供を行った場合には、1日360円が加算されます。
- ※3 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護（介護予防除く）を緊急に行った場合は、利用を開始した日から起算して7日（または14日）を限度として、1日につき¥270加算されます。（※2の緊急受入加算とは重複しません。）
- ※4 御利用者の心身の状況や御家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる方に送迎を行った場合は、片道につき552円が加算されます。
- ※5 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、脂質異常症食、痛風食、及び特別な場合の検査食の提供を行った場合は1日につき3食を限度とし、1食24円加算されます。

《多床室》

	施設サービス費	機能訓練指導体制加算	看護体制加算 I、II	夜勤職員配置加算 III	サービス提供体制強化加算 I	食費 (1日合計)	居住費	日額合計
要支援 1	1,338円	36円	—	—	66円	1,445円	855円	3,740円
要支援 2	1,665円	36円	—	—	66円	1,445円	855円	4,067円
要介護 1	1,788円	36円	36円	45円	66円	1,445円	855円	4,271円
要介護 2	1,995円	36円	36円	45円	66円	1,445円	855円	4,478円
要介護 3	2,211円	36円	36円	45円	66円	1,445円	855円	4,694円
要介護 4	2,418円	36円	36円	45円	66円	1,445円	855円	4,901円
要介護 5	2,622円	36円	36円	45円	66円	1,445円	855円	5,105円

- ※6 当施設は、国の基準に基づき介護職員等の賃金の改善等を実施しているため、施設サービス費及び各加算については、月ごとに介護職員処遇改善加算 I として8.3%、介護職員等特定処遇改善加算 I として2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%が加算されます。（上記料金には含まれておりません。）
- ※7 食費の内訳は、朝食¥455、昼食¥495、夕食¥495で、一食ごとに料金を頂きます。

《利用料金の負担軽減について》

- 施設サービス費等保険給付の対象となる費用は高額介護サービス費の対象となります。
 - 料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象とすることができます。
- 以上は申請が必要となります。